

砂川市告示第 26 号

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第28条の2第2項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので告示する。

令和4年4月1日

砂川市長 善 岡 雅 文

記

- (1) 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
名称 株式会社札幌北洋カード
事務所の所在地 札幌市中央区大通西3丁目11番地
- (2) 歳入の種類
寄附金（ふるぽ インターネットを利用して納付する「ふるさと応援寄附金」）
- (3) 指定期間（契約期間）
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
（契約期間満了の3か月前までに契約期間満了日（令和5年3月31日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする）